平成２７年（フ）第９６号
埼玉県比企郡吉見町大字久保田1716番地１
債務者　鈴木　榮一
１　決定年月日時　平成27年７月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第９７号
埼玉県比企郡吉見町大字久保田1716番地１
債務者　鈴木紀美子
１　決定年月日時　平成27年７月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１２４号
埼玉県飯能市大字唐竹314番地20
債務者　田嶋　　恵（旧姓堀江）
１　決定年月日時　平成27年７月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１２６号
埼玉県比企郡小川町大字小川437番地１
債務者　内野美佐子
１　決定年月日時　平成27年７月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第３９号
新潟県三条市柳沢1313番地102
債務者　佐藤　光信
１　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第２００号
埼玉県所沢市小手指元町１丁目６番地の16
メゾン小手指206
債務者　塩谷　大輔
１　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２１０号
埼玉県入間市大字上藤沢536番地１　コーポいしだ103
債務者　齋藤　由実（旧姓塩谷）
１　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２４１号
埼玉県川越市大字寺尾163番地１　アルベージュ306号室、前住所埼玉県川越市大字笠幡237番地13
債務者　田隅　晴久
１　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２５５号
埼玉県所沢市南住吉12番14号　ホワイトハイム101
債務者　金　　正惠（ＫＩＭ　ＪＵＮＧＨＥ）
１　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第３７号
新潟県三条市条南町９番23号
債務者　小林　規子
１　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第３８号
新潟県三条市条南町９番24号
債務者　小林　利江
１　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第１５１号
愛知県岡崎市中島中町４－５－１　六ツ美寮446Ｂ号室、住民票上の住所大分県日田市南元町23番24号
債務者　小倉　泰也（旧姓岩下）
１　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１３号
京都府舞鶴市字余部下827番地
債務者　久米原　剛
１　決定年月日時　平成27年７月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月26日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２７年（フ）第７３号
北海道登別市美園町３丁目30番地１
債務者　佐々木　貢
１　決定年月日時　平成27年７月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第２１号
山形県鶴岡市本町３丁目８番40号　藤アパート３号室
債務者　門脇　瑞実
１　決定年月日時　平成27年７月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２７年（フ）第４３号
新潟県新発田市豊町４丁目６番37号　石栗アパートＤ－１、前住所新潟県新発田市関妻246番地２
債務者　杉本　**吉**則
１　決定年月日時　平成27年７月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第４５号
新潟県新発田市本田丁313番地
債務者　笠井　俊樹
１　決定年月日時　平成27年７月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
新潟地方裁判所新発田支部